

平成20年12月19日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「監査基準委員会報告書『グループ監査』（中間報告）」に対する意見について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○ Ⅲ 2. (2) 重要な子会社等について

内部統制報告書制度では、重要な事業拠点の選定基準として、連結ベースの売上高等の「概ね2／3程度」が提示されている。そのため、本報告書の重要な子会社等の識別についても、内部統制報告書制度と整合性を図るべきである。

なお、仮に、重要な子会社等を識別する基準として、選択した財務指標の15%という基準を残す場合には、少なくとも、内部統制報告書制度との相違点を示すことが必要である。

また、重要な子会社等を識別する基準として、当該比率以外の客観的な基準をさらに明確にしていきたい。

(理由)

わが国ですでにスタートした内部統制報告書制度では、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を選定する際の重要な事業拠点の選定基準として、連結ベースの売上高等の「概ね2／3程度」が提示されている。内部統制監査と財務諸表監査は一体監査で行われており、さらに計数として重要性の判定基準が提示された場合には、実務において混乱が発生する可能性がある。したがって、本報告書においても、重要な子会社等の識別について、既に制度化されている内部統制報告書制度と整合性を図るべきである。

また、従前から、監査において、監査人から小規模な子会社に関する追加の質問事項や資料提供要請が多く、規模の大小に関わらず相応の準備が必要となるので、その対応負担が重いものとなっている。そのため、本報告書において、重要な子会社等を識別する基準をより明確にすることによって、被監査人の効率的な対応（事前準備）に資すると考えられる。

以上